ＪＡＦ公認地方競技

‘１０ＣＭＳＣジムカーナ　　第１戦
（２０１０年　北東北ジムカーナシリーズ第２戦）
‘１０ＣＭＳＣジムカーナ　　第２戦
（２０１０年　北東北ジムカーナシリーズ第４戦）
‘１０ＣＭＳＣジムカーナ　　第３戦
（２０１０年　北東北ジムカーナシリーズ第６戦）

‘１０ＣＭＳＣ青森ジムカーナ

ＪＡＦ公認　２０１０－　　号

特別規則書　案

「‘１０ＣＭＳＣ青森ジムカーナ」

- 第１戦　６月　６日（日）
- 第２戦　７月　４日（日）
- 第３戦　８月２９日（日）

オーガナイザー：
コルトモータースポーツクラブ青森

《大会公示》

‘１０ＣＭＳＣ青森ジムカーナは国際自動車連盟(ＦＩＡ)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、ならびにそれに準拠した日本自動車連盟(ＪＡＦ)の国内競技規則及びその付則に従い、かつ本競技会特別規則書により、ＪＡＦ公認地方競技として開催される。

第１条　競技会の名称
‘10　ＣＭＳＣ青森ジムカーナ

第２条　競技種目
ジムカーナ競技

第３条　オーガナイザー
コルトモータースポーツクラブ青森(ＣＭＳＣ青森)
会長　鶴ヶ谷慶市　弘前市大字賀田 1-15-2　0172-82-2005

第４条　大会役員

大会会長	館山正嗣		
組織委員長	鶴ヶ谷慶市	組織委員	小舘　久
審査委員長	田口清朗	競技長	小舘　久
技術委員長	井上　学	技術委員	田中文昭
コース委員長	椛澤宏之	コース委員	久保田　明
計時委員長	柴田欣明	計時委員	山崎茂樹
事務局長	小舘　久	事務局次長	田中文昭

第５条　開催場所
弘前市大字百沢字東岩木山地内岩木山スキー場駐車場
コース公認 No.‘10－Ⅰ－0201 号

第６条　参加車両
6-1　本競技会に参加が認められる車両は、ＦＩＡ公認車両及びＪＡＦ公認車両又は登録車両で、2010 年ＪＡＦ国内競技車両規則に準拠した登録番号標付きＰ・Ｎ・Ｂ・SA 及び SC・Ｄ車両に適合した車両とする。(SC・Ｄクラス以外は、車検の有効期限のある車両)

第７条　競技クラス区分
7-1　クラス区分（過給器付エンジンは、元の排気量の 1.7 倍に換算後の値のクラス）
Ｐクラス　　気筒容積・駆動方式によるクラス区分なしのＰ車両
１クラス　　気筒容積１０００cc 以下の２輪駆動及び４輪駆動の車両
２クラス　　気筒容積１００１cc 以上の前輪駆動の車両
３クラス　　気筒容積１００１cc 以上の後輪駆動の車両
４クラス　　気筒容積１００１cc 以上の４輪駆動の車両
ＳＣ・Ｄクラス　スピードＳＣ車両・スピードＤ車両混走
クローズドクラス（排気量区分あり・但し第 20 条一般安全規定内及び第 21 条の条件を満たしているもの）
クローズド１　(黄色ナンバーの軽自動車)
クローズド２　S1500(1500cc の自然吸気エンジンの車両)
クローズド３　２輪駆動の車両
クローズド４　４輪駆動の車両
※S1500 クラスの車両規定等は別紙

第８条　参加者および競技運転者（ドライバー）
8-1　参加者は、有効なＪＡＦ発行の競技参加者許可証の所有者でなければならない。但し、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
8-2　競技運転者は、有効な普通以上の自動車運転免許証と有効なＪＡＦ交付の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
8-3　20 歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
8-4　クローズドクラスの参加者はコルトモータースポーツクラブ青森の会員又は準会員とする。但し、未入会者は参加申込と同時に仮入会できる。

第９条　参加の制限
9-1　全クラスを通じて 180 名までとする。
9-2　同一選手は１クラスしか参加できない。
9-3　同一車両による重複参加は３名までみとめられる。但し、この場合同一運転者によって運転されてはならない。

第10条　参加申込及び参加費用
10-1　参加申込場所および問い合わせ先
〒036-8371　青森県弘前市蒔苗字野田 51-6　BMK ボデーメイク　コダテ内
小舘　久　TEL 0172-97-2738

10-2　受付期間
第１戦　開始日　５月２３日　～　締切日　６月　１日
第２戦　開始日　６月２０日　～　締切日　６月２９日
第３戦　開始日　８月１５日　～　締切日　８月２４日

10-3　提出書類：所定の参加申込書、改造申告書に必要事項を記入し署名捺印のうえ下記参加料を添えて受付期間内に上記まで申し込むこと。
10-4　参加料（1 名当り、参加者のみ昼食付）
・Ｐ・１～４・ＳＣ・Ｄクラス　　10,000 円(JMRC 非会員は 11,000 円)
・クローズドクラス（クラブ当日仮会員費を含む）　　8,000 円

第 11 条　参加申込方法および参加受理
11-1　所定の参加提出書類に参加料を添えて大会事務局まで現金書留にて郵送すること。参加料は現金とする。
11-2　参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：ランサー、ミラージュ等）を入れること。
11-3　オーガナイザーは本人に理由を示すことなく参加を拒否することができる。この場合参加料等は返金される。なお､正式受理後の参加料は(審査委員会の決定により競技会を中止した場合延期により参加することができない場合を除き)返金されない。
11-4　参加申込書の発送は、参加受理の証明とならない。
11-5　参加不受理の場合のみ、オーガナイザーより通知する。
11-6　参加受理日は、締め切り日 2 日後のことを云う。

第 12 条　競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン	7：00
参加受付	8：00 ～ 8：30
公式車検	8：15 ～ 9：00
慣熟歩行	8：45 ～ 9：30
開会式およびドライバーズブリーフィング	9：30 ～ 9：45
第 1 ヒート	10：00 ～
慣熟歩行	第 1 ヒート終了後
第 2 ヒート	慣熟歩行終了、15 分後
表彰式（閉会式）	競技会終了後

第 13 条　参加者に対する指示および公示
13-1　競技会審査委員会は国内競技規則 4-9(国際モータースポーツ競技規則 44 条)及び 10-10（国際モータースポーツ競技規則 141 条）に従って、公式通知をもって参加者に指示することができる。
13-2　競技の順位および予選等の結果、その他参加者に関する公示は、あらかじめ決められた場所に公表される。
13-3　公式通知等の場所：競技会本部前
13-4　競技会審査委員会および競技長、組織委員長、大会事務局長等の決定事項または公示あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第 14 条　車両および競技運転者の変更
14-1　競技運転者の変更は正式受理後には認められない。
14-2　参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障破損等やむを得ない事情のある場合を除き認められない。ただし、当日受付終了後までに大会事務局宛に理由を付した変更届および変更する車両の必要書類（車両改造申告書等）を提出した場合、競技会審査委員会が承認すれば同一部門同一クラスに限り変更が許可される。

第 15 条　車両検査
15-1　車両検査は、特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合、及び結果が不適当とされた場合には出走できない。
15-2　技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再車検を受けなければならない。
15-3　車検終了後のＰ・Ｎ・SA 車両は、タイヤ交換、プラグ交換等の軽微な作業を除き、変更交換作業を行う場合は事前に技術委員長の承認を必要とする。
15-4　参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を車両公認書または車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。特にＮ・SA 車両で改造車検を取得した車両による参加者は、その必要書類などを事前に用意し、当日その場で提示できるようにする。この場合、書類は正本のみとする。(捺印がコピーのものは不可)

15-5　正式車両検査から正式成績発表までを車両保管とする。
15-6　技術委員長は、車両検査以外であっても必要に応じて随時競技車両の検査をすることがある。
15-7　ゼッケン番号はオーガナイザーが設定する。ゼッケンはオーガナイザーが用意した物を使用し、指定された位置に正しく形を変えないで貼付（全周をテーピング）すること。

第 16 条　ドライバーズブリーフィング
16-1　ドライバーズブリーフィングは、あらかじめ指定した場所において競技会審査委員会出席のもとに行われ、競技開始前少なくとも 15 分前に終了すること。
16-2　ドライバーズブリーフィングはタイムスケジュールに従って行う。
16-3　すべての運転者はドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。

第 17 条　慣熟走行または慣熟歩行
慣熟走行または慣熟歩行はタイムスケジュールに従って行う。

第 18 条　スタート
18-1　スタートは原則としてゼッケン順に行う。
18-2　スタート方式は、エンジンを始動した状態で行うスタンディングスタートを原則とするが、路面状況を考慮し競技長が定めた位置からローリングスタートとする場合がある。
18-3　当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、その内容を公式通知で示す。

第 19 条　リタイヤ
競技の途中で競技を中止する場合は、正確に意思表示を行い、その旨を競技役員に申し出て棄権すること。

第 20 条　一般安全規定
20-1　オープンカーは乗員保護の為４点以上のロールバーを装着すること。
20-2　競技中は運転席側の窓およびサンルーフを全閉すること。
20-3　すべての車両は区分に応じたＪＡＦ国内競技車両規則付則「安全ベルトに関する指導要項」規定に適合した４点式以上のシートベルトを装着することが望ましい。
20-4　パドック内でのウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
20-5　エンジン始動中のジャッキアップは禁止される。
20-6　ゴール後は指定されたエリア内または停止ラインで必ず一旦停止する。

第 21 条　競技運転者の装着
21-1　レーシングスーツまたは長袖、長ズボン。
21-2　レーシンググローブまたは穴なしの革製手袋および靴。
21-3　競技ヘルメットは、ＪＡＦ国内競技車両規則付則「競技用ヘルメットに関する指導要項」及びスピード行事における競技用ヘルメットについて(公示 2001-077)に記載されたものを着用する。

第 22 条　信号表示
22-1　ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則スピード行事における旗信号に関する指導要領および国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に規定された信号によって伝達される。
22-1-1　シグナルまたはクラブ旗　－　スタート合図
黄旗真横に静止して停止　－　パイロンタッチ
黄旗真上に静止して停止　－　パイロン移動、転倒、または脱輪
黒　　旗　－　ミスコース
赤　　旗　－　走行中止
緑　　旗　－　コースクリア
チェッカー旗　－　ゴール合図

第 23 条　競技の中断
23-1　事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を続行することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗を表示し、同時にすべてのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
23-2　競技中断の合図と同時に走行中の全車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従うこと。

第 24 条　再車両検査
24-1　競技終了後の入賞車両は原則として再車検を行う。その際の分解及び組付けに必要な工具部品、必要経費はすべて参加者の負担となる。
24-2　再車両検査、技術委員が行う臨時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

第 25 条　計　時
25-1　計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時点で終了する。
25-2　計測は、自動計測機器を使用し、1000 分の 1 秒以上まで計測し、その結果を成績とする。
尚、バックアップとして、２個以上のストップウォッチを使用し 100 分の１秒まで計測して、その平均タイムを成績とする。

第 26 条　順位決定
26-1　原則として 2 ヒートで行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし同タイムの者が複数の場合は、下記により順位を決定する。
26-1-1　セカンドタイムの良好な者。
26-1-2　排気量の小さい順。
26-1-3　第 1 ヒートのベストタイムを先に計測した順。
26-1-4　競技会審査委員会の決定による。

第 27 条　ペナルティー
27-1　コース上の指定パイロンに対し、接触、移動または転倒が判定された場合、1 個について 5 秒を走行タイムに加算する。
27-2　コースから脱輪した場合、一輪につき一回 5 秒を走行タイムに加算する。
27-3　四輪同時にコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
27-4　ミスコースをした場合およびミスコースと判定された場合、当該ヒートを無効とする。
27-5　反則スタートは、10 秒を走行タイムに加算する。
27-6　スタート指示に従わない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
27-7　スタート合図後、速やかにスタートラインを通過しない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
27-8　走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
27-9　スタート後、3 分を経過してもゴールラインに到着しない場合、当該ヒートを無効とする。

第 28 条　失格規定
28-1　本競技会において次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者および競技運転者を失格とする。
28-1-1　競技役員の指示に従わなかった場合および理由なく第 35 条を守らない者。
28-1-2　不正行為を行った者。
28-1-3　コースアウト等で当人以外に損害を与えた場合。
28-1-4　車両保管中申告なしに競技車両を持ち出したり修理を行った場合。

第 29 条　抗　議
29-1　参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。ただし、本特別規則書に規定された「オーガナイザーの行う参加拒否」および本競技会審査委員会の決定に対しての抗議はできない。
29-1-1　抗議を行う時には、必ず文書により理由を明記し、署名のうえ抗議料 1 件に付き 20,300 円添えて競技長に提出する。
29-1-2　審査委員会の決定により抗議が成立した場合、抗議料は返還される。
29-1-3　車両の分解に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は、抗議対象者が負担する、その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
29-1-4　コース員の判定、及び計測器機の位置、精度に関する抗議はできない。
29-1-5　審査委員会の裁定結果は、参加者に公式通知で発表される。

第 30 条　抗議の制限時間
30-1　技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出されなければならない。
30-2　成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。
30-3　競技中の過失または反則に対する抗議は、競技運転者がゴール後 30 分以内に提出しなければならない。

第 31 条　競技会の延期、中止、または短縮
31-1　競技会の審査委員会は、保安上または不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行うことができる。
31-2　競技会審査委員会は悪天候またはコースコンディションの悪化等によって一回走行のみで打ち切る場合がある。
31-3　競技会中止の場合には参加料は返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。但し、参加者が延期された競技会に参加しない場合参加料は返還される。

第 32 条　損害の補償
32-1　参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償等の、理由の如何に係わらず各自が責任を負わなければならない。
32-2　参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストはＪＡＦおよび主催者の大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるがその役務遂行によって起きたものであっても参加者競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会役員の死亡、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第 33 条　保険に関する項目
競技参加者は、本競技会に有効なＪＭＲＣ共済又は、それと同等以上の保証内容の保険に加入していなければならない。

第 34 条　賞　典
34-1　Ｐクラス及び１～４・ＳＣ・Ｄクラス
1 位～3 位　ＪＡＦメダル、副賞
4 位～6 位　副賞
34-1-2　その他の賞典については、オーガナイザーの采配に一任。
34-2　賞典の制限

3 台・・・・・1 位のみ	7 台～ 8 台・・・4 位まで
4 台・・・・・2 位まで	9 台～10 台・・・5 位まで
5 台～6 台・・・3 位まで	11 台 以 上・・・6 位まで

第 35 条　遵守事項
35-1　以下の事項について参加者および競技運転者は、これを遵守しなければならない。これに違反した場合は罰則を課す事がある。
35-1-1　すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し、放言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
35-1-2　競技中または競技に関する業務に就いているときは、薬品等によって精神状態を繕ったり、飲酒したりしてはならない。
35-1-3　オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
35-1-4　サービスカーおよび車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。

第 36 条　統括権
規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第 37 条　本規則の解釈
本特別規則書および競技会に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

第 38 条　罰　則
本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会によって決定される。

第 39 条　本規則の施行ならびに記載されていない事項
39-1　本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付開始と同時に有効となる。
39-2　本規則に記載されていない事項についてはＪＡＦ国内競技規則とその付則、およびＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
39-3　本規則発行後、ＪＡＦにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

「１０ＣＭＳＣ青森ジムカーナ」組織委員会